

環境保全に関する個別課題に係る目標等調査結果

平成 1 6 年 9 月

中央環境審議会総合政策部会事務局

【目次】

既存の目標等の進捗状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ~ 12

見直された目標又は新たに策定された目標、
目標達成のための計画
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ~ 32

環境基本計画に添付された「環境保全に関する個別課題に係る既存の目標等」の進捗状況等

【大気環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
温室効果ガス排出量	<p>エネルギー起源の二酸化炭素の排出量については、1990年度と同水準に抑制する。</p> <p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量については、1990年度の水準から基準年総排出量比で0.5%分の削減を達成する。</p> <p>革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進により1990年度の水準から基準年総排出量比で2%分の削減を達成する。</p> <p>代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）の排出量については、1995年に対して基準年総排出量比プラス2%程度の影響に止める。</p> <p>京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、我が国の森林経営による吸収量としてCOP7で合意された1,300万t-C（4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%）程度の吸収量を確保する。</p>	2008～2012年の5年間の平均（第1約束期間）	<p>エネルギー起源二酸化炭素 1990年度比10.2%増（2002年度）</p> <p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、及び一酸化二窒素 1990年度の水準から基準年総排出量比0.9%減（2002年度）</p> <p>HFC：基準年（1995年）比39%減（2003年） PFC：基準年（1995年）比28%減（2003年） SF6：基準年（1995年）比74%減（2003年）</p>	平成14年3月地球温暖化対策推進本部決定（地球温暖化対策推進大綱）	<p>（環境省）</p> <p>（経済産業省）</p>
森林面積及び総蓄積	<p>森林面積 2,510万ha（平成12年度末） 2,510万ha 2,510万ha</p> <p>育成単層林面積 1,030万ha（平成12年度末） 1,020万ha 970万ha</p> <p>育成複層林面積 90万ha（平成12年度末） 140万ha 230万ha</p> <p>天然生林面積 1,390万ha（平成12年度末） 1,350万ha 1,310万ha</p> <p>総蓄積 3,930百万m³（平成12年度末） 4,410百万m³ 4,730百万m³</p> <p>総成長量 89百万m³（平成12年度末）</p>	<p>平成21年度末 平成31年度末</p> <p>平成21年度末 平成31年度末</p> <p>平成21年度末 平成31年度末</p> <p>平成21年度末 平成31年度末</p> <p>平成21年度末 平成31年度末</p> <p>平成21年度末 平成31年度末</p>	<p>2,510万ha（平成13年度末）</p> <p>1,030万ha（平成13年度末）</p> <p>90万ha（平成13年度末）</p> <p>1,390万ha（平成13年度末）</p> <p>4,040百万m³（平成13年度末）</p> <p>89百万m³（平成13年度末）</p>	平成13年10月閣議決定（森林・林業基本計画） [森林・林業基本法]	（農林水産省）

	80百万m ³ 69百万m ³	平成21年度末 平成31年度末			
特定フロン等の生産等の国際的な規制スケジュール（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・臭化メチルの生産量及び消費量を零以下にする（検疫及び出荷前処理を除く） ・H C F C : 生産量を1989年レベル以下に抑制 : 消費量（注1）を零以下にする C F C、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、H B F C、プロモクロロメタンについては既に、原則、生産量及び消費量が零以下とされている 	2005年以降 2004年以降 2030年以降	<ul style="list-style-type: none"> ・規制値（2004年）： 生産量1991年比30% 消費量1991年比30% 実績値（2003年）： 生産量1991年比26% 消費量1991年比26% ・規制値（2004年） 生産量1989年比65% 実績値（2003年） 生産量1989年比55% ・規制値（2004年） 消費量1989年比65% 実績値（2003年） 消費量1989年比51% 	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」	（注1） 消費量 = 生産量 + 輸 入量 - 輸出 量 （経済産業省）
大気汚染に係る環境基準（概要）				[環境基本法]	（環境省）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること	-	(平成14年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局99.1% 自動車排出ガス測定局83.5%		
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	-	(平成14年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局99.8% 自動車排出ガス測定局99.0%		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	-	(平成14年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局100% 自動車排出ガス測定局100%		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	-	(平成14年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局52.5% 自動車排出ガス測定局34.3%		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	-	(平成14年度環境基準達成局の割合) 0.5%		
ベンゼン	月1回以上の測定による年平均値が0.003mg/m ³ 以下	-	(平成14年度環境基準達成観測地点)		

	であること		409地点中375地点(91.7%)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-	(平成14年度環境基準達成観測地点) 341地点中341地点(100%)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-	(平成14年度環境基準達成観測地点) 355地点中355地点(100%)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	-	(平成14年度環境基準達成観測地点) 351地点中350地点(99.3%)		
自動車NOx・PM法の対策地域における大気環境	<p>二酸化窒素 環境基準をおおむね達成すること</p> <p>浮遊粒子状物質 自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、環境基準をおおむね達成すること</p>	平成22年度	<p>平成14年度 二酸化窒素 一般局で97.1% 自排局で69.3%</p> <p>浮遊粒子状物質 一般局で50.7% 自排局で24.7%</p>	平成14年4月閣議決定(総量削減基本方針) [自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法]	(環境省)
騒音に係る環境基準(概要)	<p>環境基準の基準値は、個々の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価する場合における値である。</p> <p>地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定 AA 昼間50dB以下・夜間40dB以下 A及びB 昼間55dB以下・夜間45dB以下 C 昼間60dB以下・夜間50dB以下</p> <p>道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p> <p>道路に面する地域についての環境基準 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間(60デシベル以下)夜間(55デシベル以下)</p> <p>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間(65デシベル以下)夜間(60デシベル以下)</p> <p>幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間(70デシベル以下)夜間(65デシベル以下)</p>	-	<p>(平成14年度環境基準の達成状況) AA 4地点中 2(50.0%) A及びB 2,764地点中1,999(72.3%) C 983地点中 778(79.1%) (騒音状況をマクロに把握するような地点を地方公共団体が自主的に測定)</p>	[環境基本法]	(環境省)
		-	<p>(平成14年度環境基準の達成状況) 昼夜間とも基準以下 1,549千戸(80.1%) 昼間のみ基準以下 127千戸(6.6%) 夜間のみ基準以下 24千戸(1.2%) 昼夜間とも基準値超過 234千戸(12.1%)</p>		

	<p>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として、閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</p> <p>航空機騒音に係る環境基準 類型（専ら住居の用に供される地域）が70（WECPNL）以下であること。 類型（類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）が75（WECPNL）以下であること。</p> <p>新幹線鉄道騒音に係る環境基準 類型（主として住居の用に供される地域）が70（デシベル）以下であること。 類型（類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）が75（デシベル）以下であること。</p>	-	<p>（平成14年度環境基準の達成状況） 563地点中402地点（71.4%） （地方公共団体の測定した結果を集計したもの）</p> <p>（平成14年度環境基準の達成状況） 278地点中109地点（39.2%） （地方公共団体の測定した結果を集計したもの）</p>		
ダイオキシン類の環境基準	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	-	（平成14年度環境基準達成測定地点） 966地点中963地点（99.7%）	[ダイオキシン類対策特別措置法]	（環境省）
遮音壁、環境施設帯整備（道路）	<p>遮音壁 4,060km（平成9年度末） 4,790km</p> <p>環境施設帯 670km（平成9年度末） 750km</p> <p>6,160km 1,450km</p>	<p>平成14年度末 21世紀初頭</p> <p>平成14年度末 21世紀初頭</p>	<p>4,790km（平成12年度末）</p> <p>710km（平成12年度末）</p>	-	<p>道路整備五箇年計画 関連資料</p> <p>（国土交通省）</p>
複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備	<p>整備を進める施設数 約30パー</p> <p>陸上輸送半日往復圏の人口カバー率） 約7割（平成7年度末）</p>	<p>平成8～14年度</p> <p>平成12年度末 21世紀初頭</p>	<p>27パー（平成14年度末）</p> <p>平成15年度末 約8割</p>	-	<p>港湾整備七箇年計画 関連資料 新総合物流施策大綱 （国土交通省）</p>

【水環境、土壌環境、地盤環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域及び地下水で基準値の定められているもの）	<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム^ひ、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝</p>	-	<p>全26項目について 公共用水域：環境基準達成率 99.3%（平成14年度）</p> <p>地下水質：環境基準超過率 6.7%（平成14年度概況調査）</p>	[環境基本法]	（環境省）

		酸性窒素、ふっ素、ほう素				
生活環境の河川保全に関する環境基準	河川	利用目的及び水生生物の生息状況に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数及び全亜鉛について基準値が設定	-	環境基準達成率は生物化学的酸素要求量で85.1%(平成14年度) 「見直し」	[環境基本法]	(環境省)
	湖沼	利用目的及び水生生物の生息状況に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素、全燐及び全亜鉛について基準値が設定	-	環境基準達成率は化学的酸素要求量で43.8%。全窒素及び全燐33.3%(平成14年度) 「見直し」		
	海域	利用目的及び水生生物の生息状況に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、 ^{りん} 大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐及び全亜鉛について基準値が設定	-	環境基準達成率は化学的酸素要求量で76.9%。全窒素及び全燐80.3%(平成14年度) 全窒素及び全燐については暫定目標の見直しを進めているところ。平成13年度末までに、東京湾、伊勢湾及び大阪湾について、従来よりも厳しい目標を設定或いは暫定目標を撤廃した。 「見直し」		
ダイオキシン類の水質環境基準	水質の汚濁に係る環境基準を、公共用水域、地下水及び公共用水域の水底の底質について設定 水質 : 1pg-TEQ/L以下 底質 : 150pg-TEQ/g以下	-	公共用水域：環境基準達成率97.2%(水質)97.6%(底質) 地下水質：環境基準達成率99.9%(平成14年度常時監視)	環境庁告示第68号(平成11年12月) [ダイオキシン類対策特別措置法]	(環境省)	
指定湖沼の湖沼水質保全計画に係る目標	環境基準の確保を目的としつつ、5年を計画期間とし、指定湖沼ごとに設定された水質目標を達成する	-	平成14年度を目標年度としていた野尻湖、中海及び宍道湖では宍道湖のCODと全窒素を除き暫定目標(COD、全りん、全窒素(野尻湖を除く))を達成できなかった。	都道府県知事策定、環境大臣同意(指定湖沼の湖沼水質保全計画) [湖沼水質保全特別措置法]	(環境省)	
総量削減計画	指定水域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)について生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の削減目標量及び削減目標量の達成の方途を定めるもの	-	(平成16年度)(平成11年度) COD削減目標量 実績値 東京湾 228 247 伊勢湾 203 221 瀬戸内海 630 672 窒素 東京湾 249 254 伊勢湾 137 143 瀬戸内海 564 596 りん 東京湾 19.2 21.1 伊勢湾 14.0 15.2 瀬戸内海 38.1 40.4	都道府県知事策定、環境大臣同意 [水質汚濁防止法]	(環境省)	

			(トン/日)		
下水道処理人口普及率	65% (平成14年度) 72%	平成19年度	67% (平成15年度末) 「見直し」	社会資本整備重点計画 (平成15年10月閣議決定) [社会資本整備重点計画法 (平成15年3月31日法律第20号)]	(国土交通省)
環境基準達成のための高度処理人口普及率	11% (平成14年度) 17%	平成19年度末	12% (平成15年度末) 「見直し」	社会資本整備重点計画 (平成15年10月閣議決定) [社会資本整備重点計画法 (平成15年3月31日法律第20号)]	(国土交通省)
農業集落排水施設	農村集落排水処理人口普及率 39% (平成14年度末) 52%	平成19年度末	39% (平成14年度末) 「見直し」	土地改良長期計画 (平成15年10月10日閣僚決定)	長期計画策定に伴い見直し (農林水産省)
家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進	野積み・素堀り等の家畜排せつ物の不適切な管理の解消 (平成12年3月現在で解消が必要なものは約40千力所)	平成16年度	都道府県計画における5年間 (平成12~16年度) の施設整備目標 : 約29,100戸 うち12年度目標 : 5,093戸 実績 : 4,893戸 (達成率96%) 13年度目標 : 5,892戸 実績 : 5,001戸 (達成率85%) 14年度目標 : 5,955戸 実績 : 4,379戸 (達成率74%) 15年度目標 : 5,847戸 実績 : 5,744戸 (達成率98%)	[家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律]	(農林水産省)
河川における汚濁負担削減率	H19までに13%を削減	平成19年度	3% (平成15年度) 「見直し」	社会資本整備重点計画 (平成15年10月閣議決定) [社会資本整備重点計画法 (平成15年3月31日法律第20号)]	(国土交通省)
土壌の汚染に係る環境基準 (概要) (基準値が定められているもの)	カドミウム、全シアン、有機 ^{りん} 燐、鉛、六価 ^ひ クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チ	-	農用地 : 基準値以上検出地域の累計 132地域7,224ha (平成14年度) 市街地 : 基準値以上の事例の累計 805件	[環境基本法]	(環境省)

	オベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素		(平成13年度)		
ダイオキシン類	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準 土壌 : 1,000 pg-TEQ/ g 以下	-	新たな環境基準超過地点の判明 : 0地点/3,300地点 (平成14年度常時 監視結果) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の 指定地域数 (累計): 2地域 (平成15年度)	環境庁告示第68号 (平成11 年12月) [ダイオキシン類対策特別 措置法]	(環境省)
地盤沈下防止等対策要綱に係る目標 (概要)	濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部における 地下水採取量について、目標年度として設定された 目標を達成する	平成16年度 (関東平野北部にあっては 平成12年度)	地下水採取量の目標 目標 平成13年度 関東平野北部 4.8億 ^m ₃ 5.2億 ^m ₃ 濃尾平野 2.7億 ^m ₃ 1.9億 ^m ₃ 筑後・佐賀平野 佐賀地区 600万 ^m ₃ 380万 ^m ₃ 白石地区 300万 ^m ₃ 240万 ^m ₃	昭和60年4月地盤沈下防止 等対策関係閣僚会議決定 (平成7年9月改定)、関東 平野北部は、平成3年11月 決定	(環境省)

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況 (年次)	決定レベル、根拠	備 考
古紙利用率 (事業者の判断基準)	古紙利用率 60%	平成17年度	60.3% (平成15年度)	平成13年3月経済産業省令 [資源の有効な利用の促進 に関する法律]	(経済産業省)
ガラス容器のカレット利用率 (事業者の判断基準)	ガラス容器のカレット利用率 85%	平成17年度	90.3% (平成15年度) 「見直し」	産業構造審議会品目別・業 種別廃棄物処理・リサイク ルガイドライン (平成2年 度策定、平成15年9月改定) 平成14年3月経済産業省令 [資源の有効な利用の促進 に関する法律]	(経済産業省)
リサイクル率等	スチール缶 85%以上 アルミ缶 85% (缶材への使用割合) (80%) (再生資源利用率) (55%) 発泡スチロール 40% 農業用塩化ビニール 60% 使用済自動車 85%以上 95%以上 使用済オートバイ 85%以上 95%以上 ニカド電池の回収率 45%以上	- 平成18年度 平成14年度 平成18年度 平成17年 平成13年以降 平成14年以降 平成27年以降 平成14年以降 平成27年以降	87.5% (平成15年度) 81.8% (平成15年度)「見直し」 63.7% (平成15年度) (47.9%) 39.3% (平成15年度) 48.0% (平成13年度) 84~86%程度 (平成13年度) 調査中	産業構造審議会品目別・業 種別廃棄物処理・リサイク ルガイドライン (平成2年 度策定、平成15年9月改定)	(経済産業省)

廃棄物減量化目標	一般廃棄物の減量化（平成9年度比） （1）排出量を約5%削減 （2）再生利用量を約11%から約24%に増加 （3）最終処分量を半分に削減 産業廃棄物の減量化（平成9年度比） （1）排出量の増加を約12%に抑制 （2）再生利用量を約41%から約47%に増加 （3）最終処分量を半分に削減					平成22年度	一般廃棄物 （1）排出量（単位100万ト/年） 平成9年度 53 平成11年度 54 平成12年度 55 平成13年度 55 （2）再生利用量（単位100万ト/年） 平成9年度 5.9（11%） 平成11年度 7.0（13%） 平成12年度 7.9（14%） 平成13年度 8.3（15%） （3）最終処分量（単位100万ト/年） 平成9年度 12（23%） 平成11年度 11（20%） 平成12年度 11（19%） 平成13年度 10（18%） 産業廃棄物 （1）排出量（単位100万ト/年） 平成9年度 410 平成11年度 400 平成12年度 406 平成13年度 400 （2）再生利用量（単位100万ト/年） 平成9年度 168（41%） 平成11年度 171（43%） 平成12年度 184（45%） 平成13年度 183（46%） （3）最終処分量（単位100万ト/年） 平成9年度 66（16%） 平成11年度 50（12%） 平成12年度 45（11%） 平成13年度 42（10%）	廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月7日・環境省告示第34号） [廃棄物の処理及び清掃に関する法律]	（環境省）			
	容器包装に係る分別基準適合物の再商品化に関する計画	年度（平成） （単位：千ト）					-	12 13 14 15	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条第1項の規定に基づく平成15年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（平成14年11月29日・財務省・厚生労働省・農水省・経済産業省・環境省告示第2号） [容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関	（環境省）		
	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み	270	270	270	270	270	112.7	130.7	112.6	120.1		
	再商品化がされる茶色のガラス製容器に	200	200	200	200	200	135.0	160.2	142.3	143.5		

	<p>係る分別基準適合物の量の見込み</p> <p>再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み</p> <p>再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み</p> <p>再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み</p> <p>再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み</p>	<p>140 150 160 160 160</p> <p>66 133 133 313 505</p> <p>102 155 247 299 311</p> <p>153 261 336 591 655</p>		<p>106.1 121.3 113.2 110.9</p> <p>17.8 25.1 28.8 34.8</p> <p>72.7 149.7 169.4 185.1</p> <p>106.4 236.4 291.7 367.1</p>	する法律]	
循環資源の適正な循環的な利用の推進	<p>資源生産性：約39万円/t</p> <p>循環利用率：約14%</p> <p>最終処分量：約28百万t</p>	平成22年度	<p>資源生産性（単位：万円/t）</p> <p>13年度 27.5</p> <p>12年度 28.1</p> <p>循環利用率（単位：%）</p> <p>13年度 9.9</p> <p>12年度 10.2</p> <p>最終処分量（単位：百万t）</p> <p>13年度 53</p> <p>12年度 57</p>	循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定） [循環型社会形成推進基本法]	（環境省）	
使用済自動車の再資源化に係る施策	<p>自動車破砕残さ（ASR）の再資源化率（リサイクル率）</p> <p>平成17年度以降 30%以上</p> <p>平成22年度以降 50%以上</p> <p>平成27年度以降 70%以上</p> <p>ガス発生器（エアバック類）の再資源化率（リサイクル率）</p> <p>平成17年度以降 85%以上（単年度）</p>	<p>自動車破砕残さ：平成27年度</p> <p>ガス発生器：平成17年度</p>		[使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則]	（環境省）	
廃棄物処理施設整備	<p>ごみのリサイクル率：16%（H14） 21%（H19）</p> <p>ごみ減量処理率：95%（H14） 97%（H19）</p> <p>一般廃棄物最終処分場の残余年数：H14年度水準維持（H14年分）</p>	平成19年度	<p>ごみのリサイクル率：15.0%（H13）</p> <p>ごみ減量処理率：94.4%（H13）</p> <p>一般廃棄物最終処分場の残余年数：12.5年（H13）</p>	<p>廃棄物処理施設整備計画（平成15年10月14日環境省告示第108号）</p> <p>[廃棄物の処理及び清掃に</p>	（環境省）	

	し尿の衛生処理：96%（H14） 概ね100%（H19） 浄化槽処理人口普及率：8%（H14） 11%（H19） PCB廃棄物：27万台（H14） 0台（H28）	平成28年度	し尿の衛生処理：95.5%（H13） 浄化槽処理人口普及率：8.1%（H15） PCB廃棄物：27万台（H14）	関する法律第5条3及び第5条の4]	
汚水処理人口普及率	76%（H14） 86%（H19）	平成19年度	77.7%（H15末）	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定） [社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）]	（国土交通省） （農林水産省） （環境省）
不法投棄事案の撲滅	不法投棄事案そのものの撲滅を目指しつつ、当面の目標として、5年以内に早期対応により、大規模事案（5,000トンを超えるもの）をゼロとする	平成20年度	5,000トン以上の不法投棄事案の判明件数 平成14年度：9件 平成13年度：5件 平成12年度：19件	不法投棄撲滅アクションプラン	（環境省）
食品循環資源の再生利用等の実施率	各食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を20%に向上させること、また、平成13年度の時点において既にこの目標を上回る実施率を達成している食品関連事業者にあつては、現在の実施率を維持向上させること。	平成18年度	食品廃棄物の再生利用等の実施率 （単位：万トン） 食品製造業 発生量 483 再生利用等実施率66% 食品卸売業 発生量 75 再生利用等実施率36% 食品小売業 発生量 260 再生利用等実施率25% 外食産業 発生量 313 再生利用等実施率12% 食品産業 発生量 1,131 合計 再生利用等実施率40% （平成14年度）	平成13年5月公表（食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針）[食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律]	（農林水産省）
建設資材廃棄物の再資源化等率	コンクリート塊 95% 建設発生木材 95% アスファルト・コンクリート塊 95% ただし、国の直轄事業においては、平成17年度までに最終処分する量をゼロとする。	平成22年度	98%（平成14年度） 89%（平成14年度） 99%（平成14年度）	農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号（平成13年1月）[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律]	（国土交通省）
循環資源国内輸送コスト低減率	平成14年度比約1割削減	平成19年度	約2%減（平成15年度）	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定） [社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）]	（国土交通省）

海面処分場での受入	可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入を100%となるよう施策を推進する	平成15年度以降毎年	100%（平成14年度）	-	（国土交通省）
-----------	---	------------	--------------	---	---------

【自然環境の保全と自然とのふれあいの推進】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
森林面積及び総蓄積	森林面積 2,510万ha（平成12年度末） 2,510万ha 2,510万ha 育成単層林面積 1,030万ha（平成12年度末） 1,020万ha 970万ha 育成複層林面積 90万ha（平成12年度末） 140万ha 230万ha 天然生林面積 1,390万ha（平成12年度末） 1,350万ha 1,310万ha 総蓄積 3,930百万m ³ （平成12年度末） 4,410百万m ³ 4,730百万m ³ 総成長量 89百万m ³ （平成12年度末） 80百万m ³ 69百万m ³	平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末	2,510万ha（平成13年度末） 1,030万ha（平成13年度末） 90万ha（平成13年度末） 1,390万ha（平成13年度末） 4,040百万m ³ （平成13年度末） 89百万m ³ （平成13年度末）	平成13年10月閣議決定（森林・林業基本計画） [森林・林業基本法]	再掲 （農林水産省）
公共空間の緑化	都市域における水と緑の公的空間確保量 H19までに約1割増 12m ² /人（H14） 13m ² /人（H19）	平成19年度	約2%増 「見直し」	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定） [社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）]	（国土交通省）
市街地の幹線道路の無電柱化率	7%（H14） 15%（H19）	平成19年度	9%（平成15年度） 「見直し」	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定） [社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）]	（国土交通省）
失われた自然の水辺の再生	H19までに約2割再生 （回復可能な約1,700kmのうち約300kmを再生）	平成19年度	6%（平成15年度） 「見直し」	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定） [社会資本整備重点計画法（平成15年3月31日法律第20号）]	（国土交通省）

藻場・干潟の回復面積	H19までに約3割再生 (回復可能な約7,000haのうち約2,100haまでを再生)	平成19年度	約2割(平成15年度) 「見直し」	社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定) [社会資本整備重点計画法(平成15年3月31日法律第20号)]	(国土交通省)
人々の利用に供する水際線延長	港湾区域内の水際線延長に対する割合 約150km(平成6年) 750km(15%程度に相当)	21世紀初頭	未実施。 ただし、平成14年度から平成15年度に実施する政策評価に向けて達成度を調査する予定。	-	環境の保全に関する運輸行政指針 (国土交通省)
国指定鳥獣保護区	国指定鳥獣保護区の箇所数を80箇所とする。	平成18年度	59箇所	平成14年環境省告示第86号	(環境省)

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 環境省

分野名	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
目標	水質汚濁に係る環境基準に、生活環境項目として全亜鉛を追加
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	第二次環境基本計画第3部第2章第1節3(1)ア「環境基準等の目標の達成、維持等」において、「水生生物の影響にも留意した環境基準等の目標について調査検討を推進します。」とされており、これを踏まえ、水生生物の保全の観点から、全亜鉛を環境基準として設定した。
目標年次	二
現況	全亜鉛1項目について環境基準に設定
目標決定レベル等	環境省告示(平成15年11月5日環告123号)
目標の根拠	環境基本法

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
目標	下水道処理人口普及率 65%（平成14年度） 72%（平成19年度）
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	将来は、汚水処理人口普及率が100%となることを目標とし、農業集落排水施設や浄化槽等との適切な役割分担のもと、下水道により整備すべき区域について整備を図ることとしており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。
目標年次	平成19年度
現況	下水道処理人口普及率は、平成15年度末で67%であり、この1年間で2ポイント上昇しており、目標値の達成に向けて着実に進展している。
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
目標	環境基準達成のための高度処理人口普及率 11%（平成14年度） 17%（平成19年度）
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	将来は、高度処理を原則化することとしており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。
目標年次	平成19年度
現況	高度処理人口普及率は、平成15年度末で12%であり、この1年間で1ポイント上昇しており、目標（5年間で6ポイント向上）の達成に向けて着実に進展している。
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 農林水産省

分野名	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
目標	農業集落排水施設 農業集落排水処理人口普及率 39%(平成14年度末) 52%
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	平成15年度を始期とする新たな土地改良長期計画の策定に伴う目標の見直し
目標年次	平成19年度末
現況	39%(平成14年度末)
目標決定レベル等	土地改良長期計画(平成15年10月10日閣議決定)
目標の根拠	土地改良長期計画(平成15年10月10日閣議決定)

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
目標	河川における汚濁負荷削減率【H19までに13%を削減】
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>【目標の考え方】 水道水源にもなっている河川の水質を環境基準の達成を目指して改善し、きれいな水を供給できるよう、河川、ダム等での水質浄化対策及び下水道の整備を連携して重点的に実施する。また、渇水時にも安定した給水が可能となるよう、河川流量の確保のためのダム建設等を進める。</p> <p>【第二次環境計画の反映状況】 平成12年12月に閣議決定した「環境基本計画」を踏まえて平成15年3月に策定した「国土交通省環境施策の基本的方向」において、今後の見直しの時に示した目標値を反映させる予定。</p>
目標年次	平成19年度
現況	3% (H15年度)
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画 (平成15年10月閣議決定)
目標の根拠	社会資本整備重点計画法 (H15.3.31法律第20号)

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
目標	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合【H19までに約3割再生】
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>【目標見直しの考え方】 乾燥や埋立により失われた湿地や干潟のうち回復可能な約7,000haのうち約2,100haまでを再生。</p> <p>【第二次環境計画の反映状況】 平成12年12月に閣議決定した「環境基本計画」を踏まえて平成15年3月に策定した「国土交通省環境施策の基本的方向」において、今後の見直しの時に示した目標値を反映させる予定。</p>
目標年次	平成19年度
現況	約2割（H15年度）
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 経済産業省

分野名	廃棄物リサイクル対策
目標	ガラス容器のカレット利用率 平成17年度に85%の目標達成を目指す。
目標の考え方及び 第二次環境基本計画 の反映状況	リサイクルの推進のため、これまでより高いリサイクル目標を設定した。
目標年次	平成17年度
現況	平成15年度 90.3%
目標決定レベル等	産業構造審議会品目別・業種別リサイクルガイドライン(平成2年度策定、平成15年度9月改定)
目標の根拠	平成14年3月経済産業省令 [資源の有効な利用の促進に関する法律]

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 経済産業省

分野名	廃棄物リサイクル対策
目標	<p>アルミ缶における回収・再資源化率を平成18年度までに85%に引き上げる。</p> <p>CAN TO CAN再生資源化の維持、拡大等を図り、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用を促進し、缶材への再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。</p>
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	再資源化の促進、持続性のある再生資源利用の促進のため、これまでより高いリサイクル目標を設定するとともに、新たな数値目標を設定した。
目標年次	平成18年度
現況	平成15年度 81.8% 平成15年度 47.9%
目標決定レベル等	産業構造審議会品目別・業種別リサイクルガイドライン(平成2年度策定、平成15年度9月改定)
目標の根拠	

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 環境省

分野名	循環資源の適正な循環的な利用の推進												
目標	<p>循環型社会の形成の推進のために循環基本計画の下記の数値目標の達成を図る。</p> <p>資源生産性を平成22年度において約39万円/tとする。</p> <p>循環利用率を平成22年度において約14%とする</p> <p>最終処分量を平成22年度において約28百万tとする。</p>												
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>(目標の考え方)</p> <p>循環型社会の形成のために、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」についての数値目標を設定し、物質フローの3つの断面を代表する3つの指標にそれぞれ目標を設定した。</p>												
目標年次	平成22年度												
現況	<p>前年度と比べ資源生産性と循環利用率は若干低下し、最終処分量は減少した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>13年度</td> <td>(12年度)</td> </tr> <tr> <td>資源生産性</td> <td>27.5</td> <td>(28.1)万円/トン</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>9.9</td> <td>(10.2)%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>53</td> <td>(57)百万トン</td> </tr> </table>		13年度	(12年度)	資源生産性	27.5	(28.1)万円/トン	循環利用率	9.9	(10.2)%	最終処分量	53	(57)百万トン
	13年度	(12年度)											
資源生産性	27.5	(28.1)万円/トン											
循環利用率	9.9	(10.2)%											
最終処分量	53	(57)百万トン											
目標決定レベル等	循環型社会形成推進基本計画 (平成15年3月閣議決定)												
目標の根拠	循環型社会形成推進基本法												

第 2 回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

	府省名	環境省
分野名	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	
目標	<p>自動車破碎残さ（A S R）の再資源化率（リサイクル率） 平成 17 年度以降 30 % 以上 平成 22 年度以降 50 % 以上 平成 27 年度以降 70 % 以上</p> <p>ガス発生器（エアバック類）の再資源化率（リサイクル率） 平成 17 年度以降 85 % 以上（単年度）</p>	
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>使用済み自動車の再資源化率について使用済み自動車リサイクルイニシアティブの目標 95 % 以上（平成 27 年度）を達成するために、自動車破碎残さ（A S R）の再資源化率を 70 % 以上（平成 27 年度）とした。</p> <p>なお、目標達成のために、再資源化率を徐々に引き上げ、平成 17 年度以降 30 % 以上、平成 22 年度以降 50 % 以上、平成 27 年度以降 70 % 以上と規定した。</p> <p>ガス発生器（エアバック類）は平成 17 年度以降、85 % 以上と規定した。これはガス発生器がほぼ金属から構成されており、リサイクルが比較的行い易いためである。</p> <p>第二次環境基本計画の施策の基本的方向として「社会経済システムにおいて発生する環境への負荷を低減させていく施策及び廃棄物等の発生の抑制を基本としながら、適切なリユース、リサイクルの促進を図るなど社会経済システムにおける循環機能を高める施策を講じていきます。」とあることを踏まえ、環境への負荷を低減し、社会経済システムにおける循環機能を高めるために具体的な数値目標を設定した。</p>	
目標年次	自動車破碎残さ（平成 27 年度）、ガス発生器（平成 17 年度）	
現況	不明。（データなし）	
目標決定レベル等	中央環境審議会、産業構造審議会	
目標の根拠	使用済み自動車の再資源化等に関する法律施行規則	

第 2 回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名

環境省

分野名	廃棄物・リサイクル対策
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。 ごみのリサイクル率を 16% (H14) から 21% (H19) ごみ減量処理率を 95% (H14) から 97% (H19) 一般廃棄物最終処分場の残余年数を平成 14 年度の水準を維持。 ・焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。 ・くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄を全廃し、衛生的な陸上処理を実施する。 し尿の衛生処理を 96% (H14) から概ね 100% (H19) ・し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。 汚水処理人口普及率を 76% (H14) から 86% (H19) うち、浄化槽処理人口普及率を 8% (H14) から 11% (H19) ・産業廃棄物の適正な処理を推進する。 ・負の遺産である PCB 廃棄物の処理を推進する。 平成 28 年 7 月までに 0 台
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>我が国では廃棄物処理施設の整備を緊急の課題とし、廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和 47 年成立)に基づき計画を策定し、廃棄物処理施設の整備を図ってきた。しかし、現在は循環型社会形成基本法(以下、循環基本法)に基づき策定された循環型社会形成推進基本計画(以下、循環基本計画)等にあるように、廃棄物の減量化の達成に向けた施策の実施が求められている。このため、処理能力の増加を目指した従来の計画を見直し、その事業成果を重視した廃棄物処理施設整備計画を策定(平成 15 年)したところである。</p> <p>第二次環境基本計画においては、廃棄物・リサイクル問題の早急な解決に向けて循環基本計画を踏まえ、各施策を総合的かつ計画的に推進することとしているところ、本計画は循環基本計画を踏まえ策定されたものであることから、第二次環境基本計画も反映している。</p>
目標年次	平成 19 年度
現況	15.0% (H13) 94.4% (H13) 12.5 年(H13) 95.5% (H13) 8.1% (H15) 27 万台(H14)
目標決定レベ	廃棄物処理施設整備計画(平成 15 年 10 月 14 日 環境省告示第 108 号)
目標の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 5 条 3 及び第 5 条の 4

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名

環境省

分野名	廃棄物・リサイクル対策
目標	不法投棄事案そのものの撲滅を目指しつつ、当面の目標として、5年以内に早期対応により、大規模事案（5,000 トンを超えるもの）をゼロとする。
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>大規模な不法投棄事案は、投棄件数で見るとわずかだが、投棄量で見ると全体の多くの割合を占める。大規模事案は環境への影響も大きく、対策も困難であるため、不法投棄の早期発見、拡大防止を図るための当面の目標として設定したものである。</p> <p>第二次環境基本計画においては、「産業廃棄物の不法投棄をはじめとする環境犯罪については、その根絶を目指して監視等を強化します」としており、目標は第二次環境基本計画を反映している。</p>
目標年次	平成 20 年度
現況	5000 トン以上の不法投棄事案の判明件数 平成 14 年度：9 件、平成 13 年度：5 件、平成 12 年度：19 件
目標決定レベル等	不法投棄撲滅アクションプラン
目標の根拠	-

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
目標	循環資源国内輸送コスト低減率 平成14年度比 約1割削減(平成19年)
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>【目標の考え方】 本施策に基づく港湾管理者と民間企業の連携促進により、H19時点で、現況よりもさらに300万トンの海上循環資源輸送が実現されることが見込まれる。その時点での循環資源の発着地間の総輸送コスト(陸上コスト及び海上コスト)を単位重量当たりで算出し、H14値に対する低減率を算出。</p> <p>【第二次環境計画の反映状況】 現在の物流システムは、リユース・リサイクルに係る物流に対応出来ていないため、効率的な静脈物流拠点とネットワークの形成を目指すこととしており、平成12年12月に閣議決定した「環境基本計画」を踏まえて平成15年3月に策定した「国土交通省環境施策の基本的方向」において、今後の見直しの時に示した目標値を反映させる予定。</p>
目標年次	平成19年度
現況	平成15年度 平成14年度比約2%減
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)
目標の根拠	社会資本整備重点計画法(H15.3.31法律第20号)

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
目標	可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入：100%
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>【目標見直しの考え方】 現在の指標は、内陸の廃棄物最終処分場の整備状況等により大きく変化することがある。今後は、内陸処分場と連携しつつ必要に応じて海面処分場の整備を進めていく必要があり、また港湾空間も有限なことから、「可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入」を目標とする。目標値として100%となるように施策を推進する。</p> <p>【第二次環境計画の反映状況】 廃棄物の適正処理を推進するため、可能な限り減量化したうえで、海面で受入が必要な廃棄物の受入に対応した海面処分場の整備を目標としており、平成12年12月に閣議決定した「環境基本計画」を踏まえて平成15年3月に策定した「国土交通省環境施策の基本的方向」において、今後の見直しの時に示した目標値を反映させる予定。</p>
目標年次	H15年度以降毎年
現況	H14年度 100%
目標決定レベル等	-
目標の根拠	-

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	都市公園等整備の事業の量 公共空間の緑化
目標	<p>合計 7年間（H8～H14）で都市公園等を約32,600ha 整備 （以下を7年間で整備） 住区基幹公園 約 6,400ha 都市基幹公園 約 8,700ha 大規模公園 約 6,700ha 緩衝緑地等 約 8,300ha 国の設置に係る都市公園 約 2,500ha</p> <p>を</p> <p>「都市域における水と緑の公的空間確保量」に変更</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増（12m²/人（H14） 13m²/人（H19）】</p>
目標の考え方及び 第二次環境基本計画 の反映状況	<p>都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹 林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であ り、制度的に永続性が確保されている空間の確保量（面 積）を都市域人口で除したもの</p>
目標年次	平成19年度（計画年度：平成15年度～平成19年度）
現況	約2%増
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	都市公園等面積（一部） 公共空間の緑化
目標	<p>計画対象人口1人当たり都市公園等面積 約7.1㎡（平成2年度末） 約9.5㎡（平成14年度末）</p> <p>を</p> <p>「都市域における水と緑の公的空間確保量」に変更</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増(12㎡/人(H14) 13㎡/人(H19))】</p>
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が確保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したもの</p>
目標年次	平成19年度（計画年度：平成15年度～平成19年度）
現況	約2%増
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	自然環境の保全と自然との触れ合いの推進
目標	<p>D I D地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の管理延長に対する緑化延長の割合 44%（平成9年度末） 51%（平成）14年度末 75%（21世紀初頭）</p> <p>を</p> <p>「水と緑の公的空間確保量」に変更</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増(12m²/人(H14) 13m²/人(H19))】</p>
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が確保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したもの</p>
目標年次	平成19年度（計画年度：平成15年度～平成19年度）
現況	約2%増
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	自然環境の保全と自然との触れ合いの推進
目標	<p>DI D地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の緑化延長 6,000km(平成9年度末) 7,200km(平成14年度末) 11,500km(21世紀初頭)</p> <p>を</p> <p>「水と緑の公的空間確保量」に変更</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増(12m²/人(H14) 13m²/人(H19))】</p>
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が確保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの</p>
目標年次	平成19年度(計画年度:平成15年度~平成19年度)
現況	約2%増
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)
目標の根拠	社会資本整備重点計画法(H15.3.31法律第20号)

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	自然環境の保全と自然のふれあいの推進
目標	「市街地の幹線道路の無電柱化率」を7%（H14）15%（H19）に向上
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	市街地の幹線道路のうち電柱・電線のない道路の割合を平成19年度末までに15%にまで向上（社会資本整備重点計画）
目標年次	平成19年度
現況	市街地の幹線道路の無電柱化率 9%（H15）
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）
目標の根拠	社会資本整備重点計画法（H15.3.31法律第20号）

第2回点検時の調査以後、環境基本計画の基本的な方向に沿って見直された目標又は新たに策定された目標

府省名 国土交通省

分野名	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
目標	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合【H19までに約2割再生】
目標の考え方及び第二次環境基本計画の反映状況	<p>【目標見直しの考え方】 人工的な構造物によって覆われた水辺のうち回復可能な約1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生。</p> <p>【第二次環境計画の反映状況】 平成12年12月に閣議決定した「環境基本計画」を踏まえて平成15年3月に策定した「国土交通省環境施策の基本的方向」において、今後の見直しの時に示した目標値を反映させる予定。</p>
目標年次	平成19年度
現況	6% (H15年度)
目標決定レベル等	社会資本整備重点計画 (平成15年10月閣議決定)
目標の根拠	社会資本整備重点計画法 (H15.3.31法律第20号)